

国立大学法人大分大学職員の介護休業等に関する規程

平成16年4月1日制定

(趣旨等)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号。以下「就業規則」という。）第58条第2項の規定に基づき、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の介護休業等に関して必要な事項を定め、家族の介護を行う職員の継続的な勤務の促進を図り、もって職員の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、職員の福祉の増進及び職務の円滑な運営に資することを目的とする。

2 職員の介護休業等に関する事項は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育介法」という。）その他の関係法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、「介護休業」とは、職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護を必要とする状態（以下「要介護状態」という。）にある対象家族を介護するためにする休業をいう。

2 前項に規定する対象家族とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（内縁関係を含む。以下同じ。）
- (2) 実父母又は養父母
- (3) 実子又は養子
- (4) 配偶者の実父母又は養父母
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹
- (7) 孫
- (8) 職員と同居している者であって、次に掲げるもの
 - ア 職員の継父母
 - イ 配偶者の継父母
 - ウ 子の配偶者
 - エ 配偶者の連れ子
- (9) その他学長が必要と認める者

(介護休業)

第2条の2 職員は、就業規則第58条第2項の規定に基づき、学長に申し出ることにより、要介護状態にある対象家族を介護するため、介護休業をすることができる。

(介護休業の適用除外者)

第3条 学長と職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、過半数で組織する労働組合がないときは、職員の過半数を代表する者との間で締結された協定により、適用除外とされた次の各号の一に該当する職員は介護休業をすることができない。

- (1) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
- (2) 休業申出の日から起算して93日以内に退職することが明らかな職員

(介護休業の申出)

第4条 介護休業を取得しようとする職員は、介護休業をすることとする一の期間について、その初日（以下「介護休業開始予定日」という。）及び末日（以下「介護休業終了予定日」という。）を明らかにして、当該介護休業開始予定日の1週間前の日までに別に定める介護休業申出書に証明書類を添付して、学長に申し出なければならない。

2 前項の申出において、介護休業開始予定日とされた日が当該介護休業の申出があった日の翌日から起算して1週間を経過する日より前の日である場合には、学長は当該介護休業開始予定日とされた日から当該1週間を経過する日までのいずれかの日を介護休業開始予定日として指定することができる。

3 学長は、第1項の申出があった場合には、次の各号に掲げる日までに介護休業を申し出た職員に別に定める介護休業取扱通知書を交付しなければならない。

- (1) 介護休業の申出が介護休業開始予定日の1週間以上前になされた場合 介護休業開始予定日の2日前
- (2) 第2項の規定により介護休業開始予定日を指定する場合 介護休業の申出のあった日の翌日から起算して3日を経過する日（その日が介護休業申出に係る介護休業開始予定日より後の日となる場合にあっては、介護休業開始予定日）

(介護休業の取得回数及び期間)

第5条 介護休業を取得できる回数は、対象家族が一の要介護状態に至るごとに3回を上限とし、その期間は、通算して186日の範囲内で、別に定める介護休業申出書により、介護休業を取得しようとする職員が申し出た期間とする。

(介護休業期間の終了)

第6条 介護休業を取得している職員が、次の各号の一に該当することとなった場合は、介護休業はその事由が生じた日（第4号及び第5号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日）をもって終了する。

- (1) 介護休業に係る対象家族が死亡したとき。
- (2) 離婚、婚姻の解消、離縁等により、介護休業に係る対象家族と職員との親族関係が消滅したとき。
- (3) 職員が身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の身体障害者であること又はこれと同程度に日常生活に制限を受ける精神障害があることにより、自ら対象家族を介護することが困難な状態となったときのほか、介護休業期間に通院、加療、入院又は安静を必要とすることが見込まれる状態となったとき。
- (4) 介護休業をしている職員が産前産後休暇を取得するとき。
- (5) 介護休業をしている職員が新たに介護休業又は育児休業を取得するとき。

2 前項に該当することとなった職員は、遅滞なく、別に定める介護状況変更届に必要な応じて、証明書類を添付して、学長に届け出なければならない。

3 学長は、前項の届出があった場合には、職員に別に定める介護休業終了確認通知書を交付しなければならない。

(介護休業終了予定日の変更)

第6条の2 介護休業の申出をした職員は、介護休業終了予定日の1週間前の日までに別に定める介護休業期間変更申出書により学長に申し出ることにより、介護休業終了予定日を1回に限り、介護休業終了予定日とされた日より後の日に変更することができる。

2 学長は、前項の申出があった場合には、当該職員に別に定める介護休業期間変更通知書を交付しなければならない。

(介護休業中の身分等)

第7条 介護休業をしている職員は、職員としての身分を保有する(介護休業申出をした時占めていた職名を含む。ただし、申出をした後職名を異動した場合には、異動後の職名)が、職務に従事しない。

(介護休業中の給与)

第8条 介護休業している期間については、給与を支給しない。

2 前項に規定するほか、介護休業をしている職員の給与の取扱いについては、国立大学法人大分大学職員給与規程(平成16年規程第18号。以下「給与規程」という。)による。

(介護休業期間の満了)

第9条 学長は、介護休業期間が満了する場合には、職員に別に定める介護休業満了確認通知書を交付しなければならない。

(職務復帰及び教育訓練)

第10条 職員は、第6条第1項各号に該当することにより介護休業が終了した場合又は介護休業期間が満了したときには、原則として、休業直前の部署及び職務に復帰するものとする。

2 学長は、1か月以上の介護休業を取得した職員の職務復帰に当たっては、当該職員の申出に基づき、職場適応性及び職業能力の維持・回復を図ることを目的として、職務復帰前又は職務復帰後において教育訓練を実施するものとする。

(介護休業申出の撤回)

第11条 介護休業の申出をした職員は、介護休業開始予定日(第3条第2項の規定により学長が介護休業開始予定日を指定した場合にあっては、その指定された介護休業開始予定日)の前日までに、別に定める介護休業撤回申出書により学長に申し出ることにより、介護休業申出を撤回することができる。

2 学長は、前項の申出があった場合には、職員に別に定める介護休業撤回確認通知書を交付しなければならない。

(介護部分休業)

第12条 この規程において「介護部分休業」とは、職員が要介護状態にある対象家族を介護するため、1日を通じて職員が国立大学法人大分大学に勤務する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成16年規程第21号。以下「勤務時間規程」という。）により定められた正規の勤務時間の始業時刻から連続し、又は終業時刻まで連続した4時間の範囲内で、職員が行う介護の状態から必要とされる時間について、30分単位とする休業をいう。

（介護部分休業の申出）

第13条 介護部分休業を取得しようとする職員は、介護部分休業を開始しようとする日の1週間前の日までに別に定める介護部分休業申出書に証明書類を添付して、学長に申し出なければならない。

（介護部分休業の適用除外者）

第13条の2 学長と職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、過半数で組織する労働組合がないときは、職員の過半数を代表する者との間で締結された協定により、適用除外とされた1週間の所定労働日数が2日以下の職員は介護部分休業をすることができない。

第14条 削除

（介護部分休業取得期間及び回数）

第15条 介護部分休業は、対象家族が一の要介護状態に至るごとに、当該介護部分休業の開始日から起算して3年の範囲内で、2回を上限として、別に定める介護部分休業申出書により申し出た期間内に、取得することができる。

（介護部分休業期間の終了）

第16条 介護部分休業を取得している職員が、次の各号の一に該当することとなった場合は、当該介護部分休業は、その事由が生じた日（第4号から第6号については、その前日）をもって終了する。

- (1) 介護部分休業に係る対象家族が死亡したとき。
- (2) 離婚、婚姻の解消、離縁等により、介護部分休業に係る対象家族と職員との親族関係が消滅したとき。
- (3) 職員が身体障害者福祉法第4条の身体障害者であること又はこれと同程度に日常生活に制限を受ける精神障害があることにより自ら対象家族を介護することが困難な状態となったときのほか、当該介護部分休業の開始日から起算して3年の範囲内で、通院、加療、入院又は安静を必要とすることが見込まれる状態となったとき。
- (4) 介護部分休業をしている職員が産前産後休暇を取得するとき。
- (5) 介護部分休業をしている職員が新たに介護休業又は育児休業を取得するとき。

2 前項に該当することとなった職員は、遅滞なく、別に定める介護状況変更届に必要な応じて、証明書類を添付して、学長に届け出なければならない。

3 学長は、前項の届出があった場合には、職員に別に定める介護休業終了確認通知書を交付し

なければならない。

(介護部分休業中の給与)

第17条 介護部分休業している時間については、その勤務しない1時間につき、給与規程に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 前項に規定するほか、介護部分休業をしている職員の給与の取扱いについては、給与規程による。

(不利益取扱いの禁止)

第18条 職員は、介護休業又は介護部分休業を理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (平成16年規程第23号)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日において、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号)に基づき、介護休暇を取得している職員については、施行日以後新たにこの規程に基づく介護休業申出書又は介護部分休業申出書による申し出は必要としない。

附 則 (平成17年規程第35号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年規程第21号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規程第38号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年規程第52号)

この規程は、平成22年7月12日から施行する。

附 則 (平成23年規程第16号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第75号)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第11号）
この規程は、令和4年4月1日から施行する。